

議案第 15 号

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年日出町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「加算額」を「能率給」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は、翌月の末日までに支給することができる。

別表第 1 報酬の額の欄中「加算額」を「能率給」に改め、「ただし、月額 7,000 円を上限とする。」を削る。

別表第 4 報酬の額の欄中「加算額」を「能率給」に改め、「ただし、月額 7,000 円を上限とする。」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）に基づく農地利用の

最適化に係る活動を実施するにあたり、農業委員会委員等に能率給の支給を行うため、条例を改正したいので提出する。